

次世代育成支援推進法に基づく 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年1月1日～令和9年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に全職員年次有給休暇取得率を50%にする

<対策>

- 令和4年12月～ 年次有給休暇の取得状況の把握
- 令和4年12月～ 各部署へ取得状況の報告、取り組みの提案・決定
- 令和4年12月～ 職員への周知

目標2：所定外労働を削減し、職員の充実した日常生活を図る為、毎週木曜日を法人統一のノー残業デーとする。

<対策>

- 令和4年12月～ 各部署へノー残業デーの周知
職員へのノー残業デーの周知
- 令和5年1月～ 定時に退勤するように促す

令和4年12月28日策定